**「第４次砂川市障がい者計画（素案） 」にお寄せいただいたご意見と砂川市の考え方**

○意見募集期間：令和５年２月２２日（水）～令和５年３月２３日（木）

○意見提出数：１６件

○意見提出者数：３名

○意見要旨及び意見に対する砂川市の考え方

※意見などについては原文の通りとしていますが、いただいたご意見については、読みやすさを考慮して、語尾の表現などを一部修正しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 寄せられたご意見等 | ご意見等に対する市の考え方 |
| 1 | あえて承知の上で区分しているのでしょうが、素案には、「障がい者」と「障害者」の２つの表記があります。 　１ページで『３年ごとに策定している「砂川市障害福祉計画」との違いを分かりやすくするとともに「障害」の表記について可能な限りひらがなとするため・・・』と記載されていますが、なぜ可能な限りひらがなとしなければならないのでしょうか。ささやかな疑問です。 | 「障害」の表記につきましては、「害」の字を人に対して用いることが不適切という意見があることを踏まえ、平成２１年１２月の閣議決定により設置が決定された内閣府障がい者制度改革推進本部において、法令等における「障害」の表記に関する在り方に関する検討等を行うこととされ、同本部の下に設置された障がい者制度改革推進会議において議論が行われております。 　現時点では、国内において表記を統一する等の結論には至っておりませんが、当市としましてはこの議論が開始された経過を踏まえ、現行の第３次計画（H25～R4年度）より可能な限りひらがな表記に努めることとしていますので、ご理解をお願いいたします。 |
| 2 | １ページを是認したと仮定して、法律名は国のことですから「障害者」で致し方ないのでしょうが、４ページの計画の策定体制の「砂川市障害者地域自立支援協議会」は砂川市内の団体であると推察します。この協議会に表記の改正を求めることはなかったのでしょうか。 　「砂川市障がい者計画」と「砂川市障害者地域自立支援協議会」の双方に砂川市が関係しているにもかかわらず、２つの表記が混在していることに違和感を感じます。 | 砂川市障がい者計画は、市民全体を対象とした計画であり、全市民が閲覧することを踏まえ、今回の第４次計画より名称をひらがな表記としています。 　一方、砂川市障害者地域自立支援協議会は、関係機関等から選出した委員10名で構成される限定的な組織であることから名称の変更は行っておりませんが、ご意見を踏まえ、当協議会委員の意見も聞きながら、今後の名称の在り方について検討いたします。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 3 | ６ページ「第３次産業が全体の約７０％を占め、増加傾向が続いています。」の表記ですが、第３次産業も実人数は減少しているのですから、「産業比率が高まっています」とでも表記すべきではないでしょうか。 | 当該文章表記につきましては、「割合」について「増加傾向が続いている」と表記していますが、ご指摘のとおり実人数が減少していることを踏まえ、ご提案いただいた文章表記への変更について検討いたします。 |
| 4 | １５ページの１の（２）外出費用の助成の充実  外出することによって社交性が保たれ認知機能の低下予防にもつながるといわれています。一方、高齢者の運転免許証の返上が取りざたされており、いかにして高齢障がい者の外出を促すかが課題の一つになると思います。  電動車いす、シルバーカーなどの購入支援、レンタル、設置などを視野に入れていただくことはできないでしょうか。 | 外出する際の移動補助用具に関する支援につきましては、身体障害者手帳を交付された方のうち、下肢障がいを有する方につきましては、補装具費支給制度により電動車いす、歩行器等を購入する際、それぞれの品目に設定された基準額を上限として原則１割負担（本人及び配偶者が住民税非課税の世帯は負担なし）で購入できます。  レンタルにつきましては、介護保険給付により、電動車いすや歩行器などの福祉用具貸与サービスを受けることができます。  ただし、シルバーカーにつきましては自立歩行が可能な方が使用するための椅子又は荷物入れの機能を有する器具であり、体重を支える機能は備わっていないことから、補装具費支給制度・介護保険給付の対象外となっています。  また、市役所・市立病院等の公共施設については車いすを設置しております。  ご指摘のとおり、高齢障がい者の外出促進につきましては今後ますます重要になると考えています。  今回実施した計画策定に係るアンケート調査では、身体障害者手帳をお持ちの方のうち、年齢区分では65歳以上の方が82.3％となっており、10年前に実施した第３次計画策定に係るアンケート調査（77.7％）と比較しても、その割合は増加しています。  また、障がい種別では下肢障がいを有する方は36.3％と最も多い状況  であり、外出介助が必要と回答した方も39.1％となっています。  さらに、外出時の課題に関連する質問項目では、「（外出手段）車いす」  が5.7％、「（外出頻度）ほとんど外出しない」「外出の際に人目が気になる」が各20.0％、「（サービスの利用意向）外出の際の付き添い」が6.7％、「（悩みごと・困りごと）外出について」13.0％、「（金銭的負担を理由とした外出制限）ある」35.2％、「（差別や嫌な思いをした場所）外出先」47.7％となっており、外出に関しては依然として課題があると考えています。  基本目標１の１（２）「外出費用助成の充実」では、助成制度の利用促進を図ることとしていますが、障害者総合支援法及び介護保険法に基づく移動補助用具の購入（貸与）支援に関する制度についても周知を図るよう、文章表記の変更について検討いたします。 |
| 5 | 「用語解説」が欲しいです。砂川市保健福祉部社会福祉課社会福祉係の方々にとっては、当たり前の用語なのでしょうが、一般市民、特に高齢者にとってはなじみのない専門用語、カタカナ用語が多々あります。 　「分かりやすい、温かい、美しい」計画であってほしいと願っています。 | 今後作成し、資料編として計画に添付いたします。 |
| 6 | １８ページ「包摂的な共生社会を目指す「インクルージョン」を推進・・・」や「情報アクセシビリティ・・・」などの表記は、高齢者にとって「デジタル難民」です。このようなデジタル難民、デジタル原始人のために市主催の「スマホ教室」を計画していただけないでしょうか。 | ご指摘の表記を含め、用語解説において説明いたします。  市主催の「スマホ教室」につきましては、市教委主催事業として高齢者等を対象としたスマートフォン体験教室を今年度開催しており、次年度（令和５年度）も開催する予定です。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 7 | ２０ページ１の（４）住宅改修助成はありがたい制度ですが、残念なことに使えるのは一度きりです。 　障害の程度の進行に伴い更に改修が必要になることがあります。何度もとは申しませんが、建築住宅課とともにご検討いただきたいと存じます。 | 住宅改修費用の助成制度につきましては、６５歳以上で介護認定を受けていない方を対象とした高齢者等安心住まいる補助金（同一住宅につき１回まで）、６５歳以上で介護認定を受けている方を対象とした介護保険給付（上限額２０万円までの範囲内であれば複数回可能）、下肢・体幹等に障がいのある方を対象とした日常生活用具給付等事業（上限額２０万円までの範囲内であれば複数回可能）があります。 　障がいの程度の進行に伴い、介護認定を受ける前、介護認定を受けた後、また年齢を問わず身体障害者手帳を交付された場合に、それぞれの段階で助成・給付を受けることが可能となっていますが、制度に関する記述が十分ではないことから、文章表記について検討するとともに、各種制度の情報提供を通じてバリアフリー住宅への改修促進を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。 |
| 8 | ２１ページの３の（１）「ヘルプマーク・ヘルプカード」などは文言で表記するだけでなく、図も添えてはいかがでしょうか。 　分かりやすくなります。併せて身体障害者標識、聴覚障害者標識等も図示していただきたいと考えます。 | ご意見を踏まえ、ヘルプマーク・ヘルプカードに加え、道路交通法の規定による身体障害者標識、聴覚障害者標識についても図を掲載いたします。 　また、他にも図や写真を掲載した方がイメージしやすい施策については、掲載を検討いたします。 |
| 9 | ２２ページ４の（４）緊急通報装置、NET119については、写真を入れると分かりやすくなると思います。 | ご意見を踏まえ、緊急通報装置については写真を、NET119についてはイメージ図を掲載いたします。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 10 | ２７ページの（２）「朗読」については、オーディオブックとして有料ですがオーディブルというアプリで出ています。 　市のご支援がいただければ、利用者は喜ぶことでしょう。 | ご指摘のとおり、情報通信技術やデジタル技術を活用した様々な機器やツールの開発・普及が進められています。 　第４次計画においては「読書バリアフリー法（令和元年）」や「情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和４年）」の施行を踏まえ、「情報アクセシビリティの推進」として情報を取得・利用しやすい環境の向上に努めることとしております。  ご指摘のアプリケーションも含め、情報の取得手段や市民ニーズの把握に努めます。 |
| 11 | ２７ページの（３）障がいのある人のボランティア活動については、障がい者でもお手伝いができるという意味で大事なことですが、伝わってくる情報が少ないです。 　自分は、できる範囲で「北海道こどもの国」の「花ボランティア」に参加しています。「このようなボランティアを募集しています」という詳細な情報が「広報すながわ」や町内会で回覧されると、参加者が出るのではないかと思います。 | ボランティアの募集情報につきましては、ボランティアを募集している団体から要望があった場合は、「広報すながわ」へ適宜掲載をしています。 　また、市内では社会福祉協議会が、年３回全戸配布にて発行している「社協だより」においてボランティア募集情報を掲載して協力を呼び掛けています。 　今後も引き続き障がいのある人がボランティアに参加しやすい環境づくりに努めます。 |
| 12 | ３０ページの（５）理学療法士による訓練は、市立病院では、入院患者さんに限定しているのではないでしょうか？  どこでどのように機能回復を図るのかを肢体に障害を持つ児童は知りたがっているはずですので、具体的に明記してほしい事項です。 | 児童への理学療法士による訓練につきましては、月１回、ふれあいセンターの機能訓練室において関係機関から派遣される理学療法士により、専門的な訓練を行う肢体不自由児療育訓練事業を実施しています。  　ご意見を踏まえ、当該事業の具体的な明記について検討します。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 13 | 障害児の療育サービスも大切ですが、障害児を支える保護者を支援するサービスも必要なのではと考えます。 　医療機関も札幌や旭川など遠方になる事もあり、支援者がいないと通うのも大変ですし、交通費用もかかります。 　また、療育サービスに通いたくても日々の家事や育児に追われ、利用することが困難な家庭もあると思います。  家事支援や通院介助及び送迎、交通費の助成など、保護者への支援サービスも取り入れて欲しいと思います。 　障害児の親に限らず、子供の育児を丁寧にしてあげたくても支えてくれる家族もいない、親自身にも育児力がない場合もたくさんあります。 　全ての子供達は守ってあげなければならない弱者です。 　障害という枠にとらわれないで、子供達が毎日のご飯をしっかり食べて学校に行く事ができる、また、支えが必要な親たちの家事をサポートしてあげて、子供たちが安心して帰って来られる様なサービスは砂川には無いと思います。  保護者のサポートサービスがあると救われる子供たちはたくさんいるのではないでしょうか。是非、お願いしたいと思います。 　高齢者のヘルパーやサービスはとても多いです。  子供たちにも利用できるのではないかな…と日々感じます。 　高齢者のサービスが充実されているように子供たちのサービスも充実させて頂きたいと考えます。 | 当計画における子育て支援関連施策につきましては、基本目標１の１（４）「経済的支援の充実」、基本目標１の３（２）「訪問指導の充実」、同（７）「医療費の負担軽減」、基本目標４の１（１）「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実」、同（４）「巡回児童相談の充実」、基本目標４の２（１）「保育所の受け入れ体制の充実」、基本目標４の３（８）「放課後等デイサービスの充実」、同（９）「学童保育所の受け入れ」において、それぞれの施策を進めていきますが、ご指摘のとおり、子育て支援については障がいの有無を問わず、今後ますます重要になると考えています。 　令和２年度から令和６年度を計画期間とする第２期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査では、国や市に期待することとして「障がい児やその家族に対する支援の充実」が25.1％となっており、当市では現在、同計画に基づき子育て環境の計画的な整備に向けた施策を進めています。 　また、国においては令和５年４月１日より新たに「こども家庭庁」が設置され、様々な事情により経済基盤や養育環境が必ずしも十分ではない家庭への支援を推進していくこととされていることから、ニーズを把握するとともに、国や関係機関、地域と連携し、サービスの充実に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 14 | 基本目標２　安全・安心な生活環境の整備  　公民館、市役所前での乗り合いタクシーの乗り場の位置（停留所）の設置を希望します。 　現在はあまりにもアバウト過ぎていて、障がい者の方が慌てて乗り込む姿を目にします。 | 砂川市予約型乗り合いタクシー運行事業における公民館の乗降地につきましては、原則として公民館の玄関前となっておりますが、送迎車両や運送車両が停車していたり、停車することで人や車両の通行の妨げとなる場合、また、乗り合いタクシーを待っている方が立っている位置など、その時の状況によって運転手の判断で停車位置を調整することがありますので、この点につきましてはご理解をお願いいたします。 　なお、このような状況ではない場合には、停車位置が毎回異なることがないよう努めてまいります。 |
| 15 | 基本目標２　安全・安心な生活環境の整備  雨、雪をしのげる場所でのベンチシートの設置を希望します。障がい者の方が立って待っている姿が大変そうです。 | バス等を利用する際の待ち時間の負担軽減には、ご指摘のとおり待合施設の設置が望ましいものと考えるところですが、設置場所の確保や設置費用の負担、維持管理や除雪など多くの対応が必要となり、現状としては利用者が多い停留所などを中心に、運行事業者等により待合施設が設置されている状況です。 　利用者の減少など公共交通を取り巻く環境は厳しさを増していますが、利用者の利便性向上につながることであることから、待合施設に対する要望に関しては、運行事業者をはじめとする関係機関と引き続き協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 16 | 基本目標２　安全・安心な生活環境の整備  　これからますます高齢化社会（自分自身も）になり、自家用車の運転も下手になる中で、今現在の迷路のような市役所前、公民館前駐車場の駐車位置をもっとわかりやすく簡単（南北に長く２列方式）にして欲しいです。アンシャンテ（福祉車両）の車の方でも使える広々乗り降り出来るレイアウトでの駐車場を希望します。 | 市役所前駐車場につきましては、新庁舎建設の実施設計段階において、これまでの市役所・公民館で開催される会議やサークル活動、年度の変わり目における住民票異動等の各種申請手続き、確定申告、期日前投票等における来庁者数を踏まえ、来庁者が集中しても駐車可能な台数として１３４台分、そのうち福祉車両でも駐車可能なスペースとしてバリアフリー法に基づく障がい者用駐車場として５台分（移動等円滑化経路として市役所通路隣接３台分、公民館通路隣接２台分）を確保しています。  また、障がい者や高齢者、妊産婦等が利用できる思いやり駐車場を市役所正面玄関前に３台分設けています。  駐車ますの形状を変更することにより駐車可能台数が減少し、空き待ちや遠い場所に駐車しなければならない状況が想定され、一定数の駐車可能台数を用意することにより、市役所・公民館に近い場所に駐車することで、より多くの方の利便性を確保できると考えています。  また、福祉車両につきましては、正面玄関前での乗降を想定した車寄せスペースを確保しております。  しかしながらご指摘のとおり、当市の高齢化率は令和５年２月末時点で40％を超えており、今回実施したアンケート調査においても身体障がいを有する方の82.3％が65歳以上という状況の中、高齢化への対応は今後ますます重要になると考えております。  市役所前駐車場の利便性につきましては、利用者の実態や要望の把握に努め、誰もが利用しやすい駐車場となるよう検討してまいりますので、ご理解をお願いします。 |